

**原田完**議員（日本共産党・中京区）

2020年2月18日

## 日本経済は「危険水域」。中小零細企業への本腰を入れた支援を

【原田議員】日本共産党の原田完です。知事並びに関係理事者に質問いたします。

今回の市長選挙でも争点となりましたが、アベノミクスの失政が日本経済を大きく後退させています。内閣府の景気動向指数は5カ月連続マイナス、総務省の家計調査も1世帯当たりの消費支出が3カ月連続マイナスで、17日に発表された2019年10～12月期のGDP速報値は、前期比でマイナス1.6%、年換算で6.3%もの大幅減となりました。日本経済は「危険水域」に入りつつあります。

そもそも、2000年度から2018年度まで、日本の実質成長率は年平均でプラス0.2%にとどまっています。2018年度は四半期毎の統計で2回マイナスでした。にもかかわらず消費税増税を強行したことが、こうした大失速を招いたのです。

日本の実質賃金指数は、97年を100とすると89で、諸外国と比べても大きく落ち込んでいます。一方で大企業の内部留保は、2011年の281兆円が2018年には449兆円と増えています

消費税が導入されて31年。社会保障の充実、財源確保と言われましたが、年金、医療、介護は切り捨てる連続です。国の借金も246兆円から1069兆円と約4倍に膨れ上がっています。日本経済の停滞構造が将来不安を助長し、消費を停滞させています。

以上述べてきたように、経済、消費税、賃金など、国民生活のあらゆる場面で格差が広がり、悪循環に陥っていると考えますが、こられの現実について知事はどのような根本認識を持っているのでしょうか。

京都府の経済、府民生活も深刻な事態となっています。

経済では、京都中小企業団体中央会の12月の月次景況動向調査結果が、京都経済の実態を如実に示しています。深刻な不況時に強行された消費税増税の悪影響がもろに表れており、中小零細企業者の悲痛な声が出されています。

業界毎では、パン・菓子製造業は「消費税引き上げは、マイナスの影響を強く感じている」、プラスチック製品製造業は「好調であった電気・電子部品や自動車関連で、前年同月の3分の1程度にまで落ちてきているところもある」、鉄鋼・金属は「売上高増加が8%、不変が42%、減少50%」、丹後機械金属業界の景況感「秋以降に落ち込み、一層厳しい状況」、和装関係では「消費増税以後も回復の兆しが見えず、更に悪化傾向」など、幾つかの声を拾っただけでもこれだけの悲痛な声が上がっています。

そこで伺います。京都経済の99%、雇用の70%を支えている中小零細事業者を豊かにしてこそ、税の涵養、地域経済の活性化に資することができます。地域経済の深刻な状況はすでに示した通りであり、京都の経済状況、消費税率引き上げの影響をどのように認識しているのか、お答えください。

中小零細企業への支援で、以前は府職員に中小企業診断士の資格を取得させ、肌感覚で中小零細企業者の困難・苦悩に共感し、経営診断・経営相談で直接支援してきました。現在は中小企業応援隊や京都産業21への丸投げで、府民との乖離が生じています。厳しい経営環境の中小零細企業への支援として、広域振興局や中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター等へプロパーの専門相談員を配置

し、経営相談を行うべきではありませんか。また、「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」については、新たな設備更新等で躊躇している業者の背中を押し、事業継続意欲を引き出す支援として、中小企業応援隊だけでなくあらゆる行政機関や中小企業団体も窓口にし、すべての事業者に知らせて利用機会を拡大すべきではありませんか。いかがですか。

また、制度融資が減少しています。その背景には、低金利のもとで保証料負担が重荷となり、躊躇される状況があります。新たな制度で、小口融資の保証料免除や引き下げ等の支援を行い、信用力が弱い中小零細企業が信用保証協会をもっと活用できるようにすることが必要ではありませんか。

さらに、京都信用金庫等が当座貸越を利用し、簡便に実行でき、返済も様々な方法が選択可能な融資で、運転資金が必要な中小企業の支援を行っています。こうした利便性の高い小口融資制度による経営支援が必要ではありませんか。そのような施策が民業を圧迫するのであれば、地元金融機関と連携した制度の検討が必要と考えますが、いかがですか。ここまでお答えください。

**【西脇知事・答弁】**原田議員のご質問にお答えいたします。

日本経済の停滞構造が消費を停滞させ、格差が広がり、悪循環に陥っているとのこと指摘でございますけれども、日本の実質GDPは、この5年間で510兆円から533兆円へと増加をしております。また、税や社会保障による再分配後の世帯ごとの所得格差が、平成11年以来、おおむね横ばいで推移しており、相対的貧困率は低下に転じていることから、「所得格差と貧困が拡大しているとの指摘は当たらない」との政府見解が示されております。京都府といたしましては、消費の停滞が格差の拡大につながるような事態とならないように、取り組んでまいりたいと考えております。また、ご指摘のありました10～12月期のGDPが示されまして、前期比マイナスになっておりますし、コロナウィルスの影響など中小企業への景気動向にも十分留意をしながら、万全を期してまいりたいと考えております。

次に、京都経済の状況についてであります。京都府の景気動向につきましては、本年2月の日銀調査によると、「弱めの動きが見られるものの、全体として緩やかに拡大」しております。ただし、「米中貿易摩擦の影響や中国の景気情勢等の海外経済の動向などに、今後も注意をしていく必要がある」との認識を示されたところであります。また、消費税率引き上げの影響につきましては、「消費の減少は一時的で、個人消費の増加基調は維持されている」との日銀総裁の認識が示されておりますけれども、今般の新型コロナウイルスの影響も含めまして、景気の動向には十分注意をしていく必要があるものと考えております。

次に、京都経済と中小零細企業支援のため、緊急に取り組むべきであるとする施策についてでございます。

まず、専門相談員の配置でございます。技術革新が急速に進むなかで、中小企業の経営課題が複雑化しておりまして、経営支援には専門的な知識や経験やネットワークが求められております。このため、中小企業技術センター等の技術支援機関に、京都産業21やその支社を併設し、京都産業21が税務、法務、財務、マーケティング等、高度なノウハウを有する人材を職員として配置して、企業サポートのレベルアップを図っております。また、広域振興局は京都産業21との共催で、地元企業との研究会やセミナーを開催し、地域ごとに経営面でのサポートを行っております。ステップアップの補助金については、これまでから商工会、商工会議所、中央会、京都産業21等の経営支援員等で構成される中小企業応援隊、約290名を通じまして、府内全域、あらゆる業種・業界の中小企業のニーズに迅速に 대응してお

ります。また、市町村が所管する補助金と一体的な活用を図るなど、市町村と連携した制度の周知・実施に努めているところであります。

次に、京都府の制度融資についてでございます。制度融資が減少しているのご指摘でございますけれども、制度融資は金融機関融資を補完するものでございまして、制度融資の実績が減少している、そのことだけをもって、必ずしも悪いことではないと考えております。年間の制度融資の実績は、リーマンショック時の2万4千件をピークとして、昨年度は6200件まで融資実績が減少しているものの、民間の金融機関の融資も含めた融資の実績全体としては増えていることから、中小企業には必要な資金が行き届いているのではないかと考えております。一方で、近年の低金利時代におきまして、制度融資の金利に比べ、保証料の負担感が相対的に大きいとの声もお聞きしております。保証料は信用保証協会が、日本政策金融公庫へ支払う保険料がベースになっているため、これまでから繰り返し、国に対し保険料率全体の引き下げを要望しております。加えまして、中小企業応援隊の継続的な経営支援を受けることでリスク低減が認められる場合などには、保証料を引き下げ、負担の軽減を図っております。また来年度から、国と連携をいたしまして、事業継承時の保証料の一律引き下げを行うための予算を、今議会に提案をしております。

次に、小口融資制度についてでございますが、京都では地域密着型の金融機関が、メインバンクとして長期の信頼関係のなかで当座貸越を行っており、行政はそれを補完する形で、信用保証とセットで制度融資を実施しております。引き続きまして、官民の連携によりまして、中小企業の資金需要に迅速に対応してまいりたいと考えております。

**【原田・再質問】** 京都経済と中小企業支援についてご答弁を頂きましたが、再度お伺いします。

一部トップ企業等は順調な経営が維持されていますが、圧倒的な中小零細企業は厳しい実態があり、京都経済を支えるうえで、中小零細企業の応援が求められています。しかし、来年度当初予算案ではここに十分な光が当てられず、「起業のみやこ京都」と称して、ベンチャー企業の育成やIoT等成長分野のスタートアップ支援などに重点を置いた経済政策が打ち出されています。先ほども紹介した京都経済の現状からは、大きく乖離していると言わざるを得ません。

中小零細企業が直面している課題に正面から向き合い、あらゆる施策でしっかりと支援することこそ、京都経済と府民の暮らしに責任を負う本府の役割ではありませんか。そうした立場からいくつかの具体的な提案をさせていただきました。このように、本府の経済政策を、中小企業支援を軸にしたものに転換する必要があると考えますが、いかがですか。京都の経済の現状について、あらためて、日銀の短観ではなく、知事の京都府としての思いを聞かせていただきたいと思っております。

**【知事・再答弁】** 原田議員の再質問にお答えいたします。

私の思いについてでございますけれども、中小企業は京都経済を支える重要な宝だと考えておりますが、一方で人材の確保、事業承継、技術革新への対応等、多くの課題を抱えておりますが、それにつきましては、先ほどの答弁でも引用いたしました、中小企業応援隊を中心に、伴走型で、しかも経済センターを中心にワンストップで支援をしてみたいというふうに考えております。そのなかでも、とくに当面の景気対策につきましては、先ほども答弁いたしましたように、新型コロナウイルスの影響がどこまで広がるか、予断を許さないなかでございますので、引き続き景気の動向に注視をしながら、京都

府としても万全の対応をしまいたいと思っております。

【原田・指摘要望】京都経済の状況について、知事がいま答弁されましたけども、本当に厳しい状況にある。このことをしっかり受け止めていただきたい。そして、融資の相談や経営診断などに府職員が直接かかわること、使い勝手の良いつなぎ融資的な制度の創設、「ステップアップ」の窓口を広げて利用機会を拡大することなど、緊急に必要で、かつその気になれば実現可能な施策です。ぜひとも、そのことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

## 観光・イベント中心ではなく、農山漁村のコミュニティ強化の支援を

【原田議員】先日、家は3軒で住人は4人だけという綾部市奥上林の集落をテレビが報道していましたが、栃餅の製造販売を元気に楽しみながら行っている状況が放映され、暮らしを支える収入があり、協力し合って互いの暮らしを支えるシステムができているから、ここで元気に暮らしていけるのだと思える内容でした。

増田寛也前岩手県知事のグループが市町村の「消滅危機」と言い、1兆円の予算で2015年から5年間の「ひと・まち・しごと創生総合戦略」が推進されたが、その内容はインバウンドなど観光需要に力点を置いたイベント事業が中心で、京都で言えば「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」でした。DMOで継続していますが、支援が切れれば深刻な事態になるのではありませんか。

一方、消滅すると言われた集落には暮らしがあり、深刻な状況は変わらないが、消滅はしていません。生活の維持に何が必要かを考え、地域の暮らしを守り、住民参加で課題に取り組むこと、そして住民が結束して危機に立ち向かうことで、集落は守られてきました。

集落の維持、地域経済を支える基幹産業として、農業の果たしている役割は重要です。また総務省の調査では、都市住民で農山漁村に「移住してみたい」と回答した人は3割を超えており、こうした人が安定して農山漁村で暮らしていける政策が必要です。その点に十分に光が当てられたのか、京都府としても第一期地域創生事業の総括をすべきです。その評価と明らかになった課題についてお聞かせください。

日本はこれまで農業などの第一次産業を軽視し、都市に人を集める政策をやってきました。これを転換して、農業などの第一次産業をしっかり守り、基幹産業として位置づけて支援を強めるべきです。各自治体には、それぞれの地域の風土、風習、風味を生かした取り組み方があるはずで、それが特徴ある地域と産業をつくっていくのではないのでしょうか。初めに紹介した奥上林のように、第一次産業へのしっかりとした支援があれば、地域は維持し継続させることができます。

そこで伺います。農山漁村の地域コミュニティ強化を支援する助成制度の実現を求めますが、いかがですか。

## 戸別所得補償制度、種子条例制定、機械更新支援などを求める

【原田議員】昨年の京都のコメの作況指数は平年並みでしたが、1等米の比率は例年より低くなりました。京都の農業は水稻が中心であり、支援強化が求められます。京都中北部の基幹的農業者や大規模農業者は減収となっており、経営支援の上からも戸別所得補償の復活を国に求めるとともに、京都府独自

の戸別所得補償制度の創設で農業者を支援することが必要です。いかがですか

原種、原原種の優良種子を安価で安定的に供給し、地域特産品の種子、府の育成品種の種子の持続的供給を保証する種子法の復活が求められます。23 道県で実施または準備されている種子条例を、京都府も早急に制定し、財政的な裏付けが担保された種子の安定供給体制を保証することが求められます。いかがですか。

また、2016 年に 82 種だった自家増殖禁止品目は、2017 年には 289 種に、2019 年には 389 種に増えています。そして今年の通常国会で、自家増殖禁止を内容とした種苗法の改悪が狙われています。種とりやトマトの脇芽挿し木、サツマイモの苗とりなど、「育成者の許諾をとれ」という制度に変えられ、すべての種や苗の購入が農家に押し付けられます。国連「農民の権利宣言」が規定する自家農場採取の種苗の保存、利用、交換、販売の権利を踏みにじるもので、許されません。自家増殖を禁止する種苗法の改悪に反対し、農民の権利を守るべきです。いかがですか。

主に亀岡以北で積極的に取り組まれている集落営農は、就農者の高齢化が進んでおり、耕作放棄地を生まずに地域農業を支える集落営農の応援が焦眉の課題です。北部の農業を支える最後の砦となっている集落営農への、機械更新や経営に対する支援強化を求めますが、いかがですか。

集落営農組合のほか、新規就農者や個人で地域の作業を請け負う農業者など含めて、農業機械の更新にあたって、中古機械の購入にも資金調達で無理をしているケースが多いと聞きます。助成制度は耕作面積や残耐用年数等の条件が厳しく、利用できない人が大半です。国も基準を引き下げる方向にあるようにも伺いますが、助成の条件を京都府として引き下げて応援することが必要ではありませんか。いかがですか。

## 府営水道の値上げ、広域化・官民連携の押しつけはやめよ

【原田議員】次に、水道事業に関わって伺います。

昨年 11 月の京都府営水道事業経営審議会答申を受けて、本府は 1 月 27 日、2020 年度から 2 年間の経過措置を設けたうえで、22 年度に宇治系・木津系・乙訓系の 3 水系の料金を統一する改定案を発表しました。実際の使用水量に応じて支払う使用料金を、現在の 1 立法メートル 20 円から、2021 年には 28 円に値上げするとともに、水源開発や施設整備費に充当する建設負担料金は、宇治系を 2021 年度に 1 立法メートル 50 円、2022 年度に 55 円と段階的に値上げし、平準化しようとするものです。また、2 年間の経過措置で宇治系の負担軽減額である約 6.3 億円が不足するため、府が 5.1 億円、木津・乙訓水系から 1.2 億円を負担するとしています。

そもそも府営水道は、過大な供給水量を適正化してこなかったため、2018 年度の決算では受水市町での実際の使用水量は建設負担水量のわずか 57.6%。料金に換算すれば 15 億円が未使用分の料金となり、過大な施設整備に伴う市町への負担押しつけが、高い水道料金と水道事業会計悪化の大きな要因になっています。これを是正するため、国・府の財政支援を行うべきであり、住民負担となる府営水道の値上げは行うべきではありません。

また、審議会答申は「府営水道と受水市町が個々に事業を運営する体制では、厳しい事業環境に対応することは困難になる」とする一方、広域連携・広域化で「人員、財源等の経営資源の規模拡大による事務処理の効率化や施設の統廃合、ICT、IoT 等の先端技術活用等により、給水原価の上昇幅の抑制、専

門的な人材の確保等、経営基盤を強化する効果が期待できる」として、これを推進しようとしています。「広域化を議論する下地は出来上がっている」とも報告されています。

本府はすでに、「広域連携を進化させて広域化をめざす」とし、2022年度末までに「水道広域化プラン」の策定を行い、経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理などを計画的に進めていくスケジュールを明らかにしています。しかし、広域連携による民間委託の補正予算が与謝野町議会で否決されるなど、住民不在でトップダウンのやり方に批判が広がっています。

知事に伺います。今回の、南部地域の3水系の料金統一は、広域化や官民連携を進める土台になるものと言わなければなりません。このような改正水道法に基づく広域化は、具体化を進めるべきないと考えますが、いかがですか。

## 美山地域への医師派遣など、地域医療を守る府の役割発揮を

【原田議員】次に、国の医師偏在対策・病院再編方針と美山診療所に関わって質問いたします。

先日、京都市立病院副院長とお会いしたとき、「美山診療所も大変だが、京都市立の京北病院も院長が亡くなり、その運営でたいへん苦勞している」とのお話を伺いました。美山診療所については後任医師の赴任が決まったとの報道もありますが、いずれにしても地域住民の健康といのちを守る上で重要な役割を果たしている医療機関であり、支援が必要です。

しかし国は、医療費削減のため、入院病床数を全体で13万床減らす地域医療構想を進めており、これが思うように進まないことから、全国440の公立・公的病院を名指しし、手術件数や治療実績が乏しいとして、再編・統廃合やベッド数の削減を要請する文書の発出を強行しました。それぞれの病院が地域で果たしている役割を無視し、地域医療の現場に混乱を招くもので断じて許せません。

そこで伺います。本議会には医師確保計画の最終結果が提案される予定です。そこでは、「医師少数スポット」として、先に述べた美山診療所周辺地域が指定されると聞いています。同地域への医師派遣も含めた医師確保対策の在り方について、具体的にお答えください。

また、美山診療所のみならず、日吉地域の診療所も4カ所と少なく、とりわけ土日や祭日、夜間などのバックアップ体制をとる必要があると考えます。本府の果たす役割が大きいと考えますがいかがですか。その点で、京都中部総合医療センターや明治国際医療大学附属病院、京北病院等と連携した体制をとるための論議をはじめべきと考えますがいかがですか。

## 文化財の修復・維持の技術継承へ、研修事業助成の柔軟な運用を

【原田議員】文化財に関わって一点お聞きします。

京都府の文化財の方針が提起され、指定文化財等の修復・維持等への支援も示されてされています。しかし文化財修復に関わる職人さんは指定業者に限られ、多くの職人さんは関わられません。中堅技術者、職人さんの技術力アップ、伝統的な技術（匠の技）の継承・育成をはかり、多くの職人が実際に関われるようにする条件作りが求められます。

技術継承等の研修事業への助成制度はありますが、建築板金や左官工事、瓦工事、社寺仏閣や数寄屋工事に関わる同業組合でも、中堅技術者の技術向上研修等はできていないが、強い関心と要望があります。

重要文化財等の建造物等で、小規模な修復で保持できるのに、財政的な問題等で放置されている状態も散見できます。このような一部補修等の現場を研修場所とした講習会を、各業界の伝統技術保存者の協力で開催すれば、所有者も修復・保持ができ、技術者・職人の側でも、文化財に関わった工事を体験することで技術への確信、誇り、ステータスとなります。

そこで伺います。暫定登録文化財制度への助成で積極的かつ柔軟に支援する、同業組合・集団への柔軟な支援を行うべきではありませんか。

**【知事・答弁】地域創生戦略における、移住施策の総括と課題についてでございます。**「第一期京都府地域創生戦略」における移住施策につきましては、農山漁村地域の活力の維持・向上のため、平成 28 年 3 月に「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例」を制定し、移住促進特別区域を指定するとともに、相談窓口の設置や空家の改修費補助など、総合的な移住施策を進めてまいりました。その結果、平成 27 年から 4 年間の移住者の累計は 1,824 人に上り、5 年間で 900 人という「創生戦略」の目標を大きく上回りましたが、一方で、移住された方々が安定した所得を確保し、地域に溶け込み、不安なく暮らし続けることが課題となっております。このため、就職希望者への仕事情報の提供やマッチング、起業や就農された方への伴走支援を行うとともに、移住者同士の交流支援や、「京の田舎暮らしナビゲーター」による継続的な支援等の取り組みを進めております。

次に、農山漁村の地域コミュニティの強化についてでございます。農山漁村で継続して生活するためには、産業基盤を整える必要がございます。これまでから、集落営農の推進や収益性の高い京野菜の生産拡大など農業振興に取り組んでまいりましたが、一次産業だけではコミュニティを維持することが難しい地域もある状況でございます。このため、カフェや農家民宿の開業支援など地域資源を生かした起業の支援のほか、サテライトオフィスや研究用ラボの誘致など農山漁村への人の流れをつくる取り組みを継続して行っているところでございます。

次に、集落を支える農業支援策についてであります。戸別所得補償による農業者支援につきましては、京都府農業を守り継続していくためには、米生産への一律の所得補償ではなく、京野菜や酒米の導入など農地を有効に活用した収益性の高い農業への転換を促進することが大切と考えております。このため、農業者の収益力向上をめざして、京都府オリジナル米、新品種のブランド化や、野菜の新たな産地づくりを支援するための予算を、今議会に提案しております。あわせて、セーフティネット対策である収入保険制度への加入促進等を進め、しっかりと農業者を支援してまいります。

種子条例についてでございます。主要農産物種子法は、国と都道府県が主体となって、米・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を促進するために制定され、京都府においては京都府原種農場を設置するとともに、種子を農家に供給する前に府職員による検査を実施するなどの管理体制を構築し、米や酒米、黒大豆などの特産物の種子を生産し、供給してきたところでございます。平成 30 年に種子法は廃止されましたが、これまでと変わりなく、京都府が責任を持って種子の安定供給に取り組んでいるところであり、あらためて条例を制定する必要はないと考えているところでございます。国の種苗法の見直しにつきましては、登録品種の海外流出を防止することを主旨に検討されているものでありますが、京都府におきましても、京都府育成品種の京野菜や酒米などの、府外流出を防止できるなどのメリットがあると考えております。また、議員ご指摘の、農業者の自家増殖につきましては、育成者の許諾が必要となる方向で改正が検討されているところであり、わが国では農産物の多くが国や都道府県の登録品種であ

ることなどを考えると、本法改正によって農業者の権利が損なわれるものではないと考えております。

集落営農組織の支援についてでございます。地域の農業を共同で行う集落営農は、中山間地域を多く抱える京都府にとってきわめて重要であります。小規模で経営基盤が弱い組織が多く、構成員の高齢化も進み、存続が危ぶまれる地域も出てきております。このため、広域化による経営規模の拡大、生産性向上のための農業機械の導入、新たな人材確保など総合的な実施を支援してまいりたいと考えております。議員ご指摘の、中古農業機械に係る要件緩和については、補助事業で取得する場合、一定の財産価値を有していることが必要であります。その要件緩和につきましては、国の動きもふまえながら対応してまいりたいと考えております。

### 次に、府営水道料金についてでございます。

府営水道の料金につきましては、府民の皆様のライフラインとして、将来にわたり安定的な経営を支える観点から、京都府営水道事業経営審議会におきまして、かねてより料金統一化に向けた取り組みを進める必要がある旨の答申をいただいております。また、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、技術職員の不足など水道事業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、受水市町の審議会委員からも強く統一化を求める意見が出されるなか、京都府としても受水市町のご理解とご支援をいただき、最大限の支援措置を講じて料金引き上げとなる市町の負担軽減に努め、今議会に条例改正案を提案しているところでございます。なお、国の基準を超えた一般財源からの繰り入れは、市町村間の公平性や公営企業の独立採算の原則から、慎重に対応すべきものとされているところでございます。

府営水道の3浄水場を接続し、平成23年に広域水運用を開始したことに加え、府営水道料金を統一することで、今後、水需要の増加が見込まれる市町に対し、他のすべての受水市町から水量の融通をはかることが可能となってまいります。これにより、府営水道と受水市町の双方にとって、効率的な府営水道の活用が図られることとなり、受水市町のコスト削減を期するという点においてもメリットがあると考えております。

市町村水道の広域化は、圏域ごとの「広域的連携等推進協議会」などにおいて、市町村が地域の実情に応じた水道の基盤強化策を検討できるよう、十分に協議や調整を行ってまいりたいと考えております。

### 次に、地域医療を支える医師確保についてでございます。

南丹医療圏には、美山診療所、美山林健センター診療所、和知診療所の三つの僻地診療所がございます。この僻地診療所の周辺を「医師少数スポット」と定め、局所的に医師が不足し地域医療を確保するための対策を必要とする地域として、今議会に最終案を報告予定の「医師確保計画」に位置付けることとしております。これらの僻地診療所を支援する拠点病院の一つである京都中部総合医療センターに対しては、府立医大からの医師派遣を5年前と比較して3名増員するなど、病院の機能強化を図ってまいりました。また平成30年には、地域医療支援病院に位置付けまして、南丹医療圏にある診療所等からの紹介患者の積極的な受け入れや、医療機器の共同利用などを担う役割を、より明確にしたところでございます。

ご質問の、美山地域の具体的な医療確保につきましては、京都府の保健所長も参画をいたします「南丹市医療対策審議会」の答申に沿って、南丹市が示される方向性やご要望を十分尊重し、地域医療が継続するよう支援してまいりたいと考えております。また南丹医療圏においては、かかりつけ医である診



療所も少なく、医師の高齢化も見られるなか、病院と診療所とが連携し、在宅医療を進める必要があります。このため、市町村や地区医師会、京都中部総合医療センターや明治国際医療大学附属病院等も参画する「地域医療構想調整会議」におきまして、疾病構造の変化に対応した各々の医療機関が担う役割や、休日・夜間も含めた在宅医療の推進について議論を進めておりまして、地域の皆様が安心できる医療提供体制を構築してまいりたいと考えております。

**【橋本教育長・答弁】** 原田議員のご質問にお答えいたします。

文化財修理の技術の継承、後継者育成は、文化財を保護するうえで大きな課題の一つであり、今年度策定予定の「文化財保存活用大綱」でも課題として位置付けております。このため、これまでから「重要文化財建造物修理事業」では、文化財保護の普及・啓発や技能者の育成等を目的に、教育機関等からの見学を適宜受け入れております。また、修理現場公開事業の開催にあわせて、伝統技術の体験を技術保持者の協力を得て実施しているところであります。さらには、国の選定保存技術団体が開催する講習会等へ、本府の文化財保護技師が積極的に協力・支援をしております。今後も、関係機関や団体との連携を深め、要請に応じて暫定登録を含めた文化財の修理現場等で技術指導を行うなど、柔軟に技術者養成の場を設け、技術や技能の継承に、いっそう努めてまいりたいと考えております。

**【原田・再質問】** 水道事業も、医療問題も、まさに府民の命に関わる問題であり、水道料金の値上げ撤回、必要な財政措置を行うこと、地域医療体制を維持するために、府が公的責任を果たすことを強く求めておきます。

国連「家族農業の10年」は、世界の農業の9割を占める小規模・家族農業の重要な役割を確認し、その支援を各国に求めました。しかし日本では、戸別所得補償や種子法の廃止など、これに逆行する事態が進んでいます。そうしたなか、危機的な状況にある地域農業への支援は、地方自治体にとっても焦点の課題です。

例えば、廃止された種子法に代わって種子の安定供給を財政的に担保する条例。多くの都道府県で制定に向けた動きが進んでいます。知事が答弁された財政的な担保は、いまは交付金措置であり、この交付金措置がなくなれば財政的保証がどうなるのか。こういう問題も含めしっかりと検討し、その下で条例制定が必要だということを、再度強く求めておきたいと思っております。

ここ数年利用実績のない中古農業機械支援の制度は、高すぎるハードルを見直し、実際に使える制度にすることで、新規就農や退職後の就農等の促進につながります。戸別所得補償の実施も含め、前向きな検討を再度求めたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

これで私の質問を終わります。

以上